

市区町村における犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定状況

令和5年4月1日 現在

地方公共団体名		条例名	施行日	条例の内容													
				基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策									
								相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助
都道府県	市区町村																
栃木県	宇都宮市	宇都宮市犯罪被害者等支援条例	令和5月1日1日	○	○	○	○	○	-	○	-	-	○	○	-	-	
栃木県	足利市	足利市犯罪被害者等支援条例	令和5年1月1日	○	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	○	
栃木県	栃木市	栃木市犯罪被害者等支援条例	令和4年9月26日	○	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	○	
栃木県	佐野市	佐野市犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	
栃木県	鹿沼市	鹿沼市犯罪被害者等支援条例	令和4年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	-	○	
栃木県	日光市	日光市犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-	○	
栃木県	小山市	小山市犯罪被害者等支援条例	令和3年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
栃木県	真岡市	真岡市犯罪被害者等支援条例	令和4年10月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
栃木県	大田原市	大田原市犯罪被害者等支援条例	令和4年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
栃木県	矢板市	矢板市犯罪被害者等支援条例	令和4年10月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	
栃木県	那須塩原市	那須塩原市犯罪被害者等支援条例	令和4年10月1日	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-	
栃木県	さくら市	さくら市犯罪被害者等支援条例	令和4年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	
栃木県	那須烏山市	那須烏山市犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	
栃木県	下野市	下野市犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
栃木県	上三川町	上三川町犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	
栃木県	益子町	益子町犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-	○	○	-	
栃木県	茂木町	茂木町犯罪被害者等支援条例	令和4年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	
栃木県	市貝町	市貝町犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
栃木県	芳賀町	芳賀町犯罪被害者等支援条例	令和5年1月1日	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	
栃木県	壬生町	壬生町犯罪被害者等支援条例	令和4年9月27日	○	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	○	
栃木県	野木町	野木町犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
栃木県	塩谷町	塩谷町犯罪被害者等支援条例	令和4年10月1日	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	○	○	○	
栃木県	高根沢町	高根沢町犯罪被害者等支援条例	令和4年4月1日	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	
栃木県	那須町	那須町犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
栃木県	那珂川町	那珂川町犯罪被害者等支援条例	令和4年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	

(注) 「条例名」欄の「※」は、特化条例には当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。